

○文部科学省告示第四十九号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）別表第一イ(1)備考第十一号の規定に基づき、教員養成に関する学部に係る基幹教員について次のように定める。

令和五年六月十五日

文部科学大臣 永岡 桂子

1 大学設置基準別表第一イ(1)備考第十一号に規定する教員養成に関する学部に係る基幹教員数のおおむね二割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

2 前項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する基幹教員は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

附 則

この告示は、大学設置基準の一部を改正する省令（令和五年文部科学省令第二十四号）の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。